

ゼンショーサポーターズクラブ【ZSC】規約

第1条（ゼンショーサポーターズクラブの定義）

- 1. 「ゼンショーサポーターズクラブ」（以下「ZSC」という）は、株式会社ゼンショーホールディングス（以下「当社」という）が組織する当社の株主の皆様と会員の組織です。
- 2. ZSCは、当社の理念に共感いただいた株主の皆様と当社とがコミュニケーションを深めて、ゼンショーグループを共に育て、その企業価値を高めることを目的とします。

第2条（会員）

- 1. ZSCでは会員を「ZSC会員」と呼びます。
- 2. ZSCに入会できるのは、「当社の個人株主の方」です。法人株主は入会できません。
- 3. 入会希望者は、ZSC事務局（以下「事務局」という）が定める方法によって、入会の申し込みを行い、入会費と年会費を支払うことで、入会申し込みが完了したものとします。
- 4. ZSC会員は、ZSCが提供するサービスを受けることができます。

第3条（サービス）

- 1. ZSC会員は、事務局が発行する「会報誌」及びゼンショーグループの店舗で使用できる「特別クーポン」を年3回、郵送で受け取ることができます。
- 2. ZSC会員は、「会員アンケート」等を通じ、当社に対して意見を伝えることができます。
- 3. ZSC会員は、会員向けの「ZSCスペシャルショップ」を通じて商品を購入することができます。
- 4. 事務局は、ZSC会員への事前通知なしで、ZSCのサービス内容を変更、中断、中止することがあります。
- 5. ZSC会員は、システム障害、通信回線の故障、天災地変その他当社の責任によらない事由により、会員サービス機能に支障が生じ、もしくは会員サービスが停止する等の可能性があることを理解し、これに異議を述べません。
- 6. これらのサービスの受け取り方法は、事務局が定めるものとし、個別の対応は行いません。

第4条（入会費）

- 1. 入会に際しては、入会費として500円（税込）を申し受けます。
- 2. 入会費は、退会・会員資格の喪失などのいかなる場合も返金しないものとします。

第5条（会費）

- 1. ZSCの会費は、年額1,000円（税込）（以下「年会費」という）とします。
- 2. ZSC会員は、年会費を事務局が定める方法により支払うものとし、次項に定める更新手続の際も同様とします。
- 3. 会員期間の更新は、事務局がZSC会員に対して行う更新に関する通知に基づき、事務局が指定する期日までに次年の年会費を支払うことにより更新手続が完了するものとします。
- 4. 年会費は、退会・会員資格の喪失などのいかなる場合も返金しないものとします。

第6条（会員期間）

- 1. 会員期間は、1年間とし次の通りとします。

	入会費・年会費支払方法	支払い期間	会員期間
①	優待券	6月～7月	9月1日から翌年8月末日まで
	専用払込用紙	8月末日	
②	優待券	12月～1月	3月1日から翌年2月末日まで
	専用払込用紙	2月末日	

- 2. ZSC会員は第5条第3項に定める手続を取ることで1年毎に会員期間を更新することができます。
- 3. ZSC会員が退会または会員資格を喪失した後、再度ZSCに入会する場合は、新規に入会の手続き及び入会費の支払いをすることとします。

第7条（退会）

- 1. ZSC会員は、電子メール、電話または郵便で事務局に通知することにより、ZSCから退会できます。
- 2. ZSC会員が次の各号のいずれかに該当し、会員資格を喪失した場合、事務局は事前に通知することなく当該会員に対する会員サービスの提供を中止のうえ、当該会員の登録情報を削除して退会させることができます。
 - （1）ZSC会員が会員期間中の9月及び3月末日発行の株主名簿に記載がない場合
 - （2）事務局が指定する期日までに年会費を支払わない場合
 - （3）届け出た住所宛に発送した郵便物が受け取られない場合、また、届け出た連絡先に連絡がとれない場合

第8条（登録情報の変更）

ZSC会員は、電子メール、電話または郵便で事務局に通知することにより、登録情報を変更することができます。

第9条（個人情報の取り扱い）

- 1. 事務局は、ZSCの手続き及び会員サービスの利用を通じて事務局が知り得たZSC会員の個人情報（以下「会員情報」という）を、次の各号に定める目的の遂行に必要な範囲内で収集・取得し、これをその目的の範囲内で利用することができ、ZSC会員はこれに異議を述べません。事務局は、本規約並びに当社の定めるプライバシーポリシーに従って会員情報を取り扱います。
 - （1）第2条に定める資格要件の確認のため
 - （2）第3条に定める会員サービスの提供及びZSCの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - （3）ZSCのサービスの改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
- 2. 事務局は、次の各号に定める場合に会員情報を第三者に開示、提供することがあり、ZSC会員はこれに異議を述べません。
 - （1）法の定めに基づき開示を請求された場合
 - （2）官公庁よりその取り扱う事務の遂行のために開示を請求された場合
 - （3）その他の法令において本人の同意を得ずに開示することが許容されている場合
- 3. 事務局は、ZSCの運営や会員サービスの提供にかかわる業務を第三者に委託することがあります。この場合、事務局は業務遂行上必要な範囲内で当該委託先等に会員情報を取り扱わせることがあります。
- 4. 本条に定める場合を除き、事務局は個人が識別できる形式で、会員情報を第三者に提供することはありません。

第10条（免責事項）

事務局は、ZSC会員サービスの利用、変更、中断、中止などにより発生したZSC会員の損害すべてに対し、一切責任を負わないものとします。また、ZSC会員サービスの利用によりZSC会員または第三者が被った損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

第11条（規約）

事務局は、本規約を随時変更できるものとします。変更の内容についてはZSC会員への郵送物に同封するとともに、その内容を当社のホームページで告知します。変更不同意のZSC会員は、第7条第1項に定めた方法により、ZSCを退会することができます。ただし、変更の通知または告知後、会員サービスを利用したZSC会員はこの変更を承諾したものとします。

- 付則 本規約は2009年4月1日より実施します。
- 付則 本規約は2011年6月21日より改定実施します。
- 付則 本規約は2019年8月1日より改定実施します。
- 付則 本規約は2024年9月1日より改定実施します。